

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年9月28日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、現在使用している赤外線熱映像装置（以下、「本装置」という。）における点検及び調整を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の仕様及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 赤外線熱映像装置の点検調整
- (2) 業務内容 赤外線熱映像装置の機能・性能を維持するため、本装置の点検及び調整作業を実施する。
- (3) 履行期限 平成31年3月27日（水）

3 業務目的

本装置は、物体が放射する赤外線を検知して火山活動に起因する山体地表面の温度分布を面的に遠隔測定する装置である。本装置に使用している赤外センサーは、一定の使用時間経過や輸送中の振動などにより、感度検出特性の変化や測定精度の低下を生じさせることがある。

本件は、本装置を定期的に点検及び調整し、校正を実施することで測定精度や機能の維持を図ることを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な装置であることを理解し、装置の動作確認やデータ較正作業等を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁で使用している本装置の性能、機能及び仕様を理解し、本業務を実施するための作業手順書に示す項目について、個々の要件を満足するような点検及び調整を行い、所要の性能を発揮させる技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検及び調整を完了する体制を有するとともに、点検及び調整後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

赤外線熱映像装置の点検及び調整を実施した実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341 (内線 2578) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年9月28日(金)から平成30年10月17日(水)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年10月18日(木)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。